

指導行政のポイント

教育委員会の“任意設置”

菱村 幸彦

5月18日、内閣府と文部科学省の間で教育委員会制度の改革をめぐって公開討論が行われた。

ねらいは首長主導の教育行政

最近の教育改革は、教育界の外からの「圧力」によるものが少なくない。ここ数年、紛糾を重ねた義務教育費国庫負担制度の見直しは、その典型例であるが、いまま内閣府の規制改革・民間開放推進会議等から教育分野に対する改革圧力が絶えない。

現在、同会議が改革を迫っているものは、学校選択の普及促進、教員評価制度・学校評価制度の確立、教育委員会制度の見直し、教育バウチャー制の導入等である。

学校選択制と教員評価・学校評価は、文科省も改革を進めているので比較的問題は少ないが、教育委員会制度と教育バウチャー制については、文科省と内閣府の間で論争が続いている。今回の公開討論もその一環として、内閣府が仕掛けたものだ。

では、教育委員会制度の見直しでは、何が問題となっているのか。規制改革・民間開放推進会議のねらいは、教育委員会の必置制を廃止し、任意設置制にすることにある。現在の教育行政組織は、校長、市町村長、同教育委員会、都道府県知事、同教育委員会と幾重にも重なっているため、学習者側(児童・生徒や保護者)からみて権限と責任の所在があいまいだから、学習者の要望に即応できる教育を行うためには、首長主導で教育行政ができるよう、教育委員会を任意設置にすべきだというわけだ。

教育委員会制度の見直しは、このところ教育界の外から執拗に繰り返されている。例えば、地方分権改革推進会議答申(平成16年)における教育委員会必置制の撤廃、政府の骨太方針2005(平成17年)における教育委員会制度の見直し、地方制度調査会答申(平成17年)における教育委員会選

択制の導入等の諸提言である。

首長から独立した合議機関が必要

もちろん、文科省は反対している。文科省は、学校教育に関する事務は、首長から独立した教育委員会が担うのが適切であり、すべての自治体に教育委員会を置くことが必要と反論している。

内閣府関係者のなかには、教育委員は全国で1万人もいて、いまや一つの業界となっており、任意設置制反対は、業界の利益擁護に過ぎないと非難する者もいるが、これは的外れな批判である。

文科省の反対理由は、次のとおりだ。

(1) 個人の精神的価値形成を目指す教育では、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要だ(首長の属する党派の影響がストレートに教育に及ぶのはよくない)。

(2) 教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である(首長の交代ごとに教育方針が変わることがあっては困る)。

(3) 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向をふまえて行われることが必要である(現行のレイマン・コントロールが望ましい)。

この点について、中教審答申(平成17年)は、「(教育委員会制度は)今日においても意義のあるものであり、今後も地方自治体の執行機関として教育委員会は必要である」と必置制の維持を提言したうえで、

教育委員会の組織の弾力化(自治体の規模により委員数を弾力的に)、首長と教育委員会の権限分担の弾力化(生涯学習やスポーツ等は首長の権限に)、

教育委員会と教育長との関係(教育長選任方法を見直す)等について改善を求めている。

(ひしむら・ゆきひこ=(財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

●最新刊! ● 55項目の対応緊急度と年間実施プラン 小島宏【編】B5判 2500円 教育開発研究所・刊

『緊急度で取り組もう“学校の説明責任”』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)